

2013年2月6日

新潟県知事 泉田 裕彦 殿

D P I 日本会議 議長 三澤了

障害者欠格条項をなくす会 共同代表 福島智 大熊由紀子
(公印略)

担当連絡先: 東京都千代田区神田錦町3-11-8 武蔵野ビル5 F

D P I 日本会議 事務局長 尾上浩二

TEL 03-5282-3730 FAX 03-5282-0017

Mail office@dpi-japan.org

私たちは、障害者の人権確立をめざして、障害に基づく法制度の制限（障害者欠格条項）を撤廃するよう、それぞれの立場から長年取り組んできている団体です。これまでの取組を反映し、国レベルで医薬安全衛生、運輸交通、住宅などの分野で、障害や病気があれば受験からも排除したり業務や行為をおこなう資格を認めないとされてきた障害者欠格条項は、削除などの見直しが行われて来ました。

公務員採用制度についても、地方公共団体の障害者職員採用試験において、「介助なしに通勤かつ職務遂行できる」ことが受験資格とされていること等の問題を提起してきました。このような受験資格に示されている、障害があるからできない・できないからあらかじめ受け入れないという障害者観と姿勢が極めて旧弊であり、どうすれば共に働けるかという視点をもって、適切な介助や支援、雇用環境の調整のもとで、これまで締め出してきた障害や病気がある人の就業を可能にすることが、公正平等な社会への第一歩だからです。

上述のことと併せて、点字・手話通訳・筆記通訳・拡大文字・音声読み上げパソコンといった、それらを欠くならば受験自体が成り立たないニーズを把握したうえで、ニーズに沿って試験を実施するようにと要請してきました。

既に、都道府県や政令指定都市のいくつかは、上述のような受験資格を廃止し、実質的に公正平等な試験になるように取り組んできています。

これらの課題は、障害者権利条約の批准にむけて設置された内閣府障がい者制度改革推進会議、および、障害者政策委員会に設置された差別禁止部会の議論においても重視され、昨年末にかけて詳細な意見文書が提出・公表されています。

以上の認識に基づき、以下の点を提起します。

記

1. このたび公表された新潟県（県庁及び地域出先機関）の障害者非常勤職員募集案内は、障害を理由にした受験資格の制限であり、合理的配慮の否定でもあります。これは、現行障害者基本法第四条の差別禁止の規定に明らかに反するものだと考えられると共に、障害者権利条約の批准という喫緊の課題に向けたわが国の制度改革という潮流に逆行する、極めて後ろ向きな対応だと言わざるをえません。

2. 貴職が、本件がはらむ前述のような問題点を認識されたうえで、

- ① 応募の要件等の「自力により通勤ができ、かつ、介助なしに職務の遂行ができる人」を廃止すること
- ② 応募の要件等の「勤務場所にはエレベーターがありません」（村上, 新発田, 長岡, 魚沼, 十日町, 上越, 佐渡）、「勤務場所は、執務室内が狭く広い机が置けない箇所と、エレベーターが設置されていない箇所のため、車いすを利用しての勤務はできません」（三条）の記述も、「どうすれば共に働けるか」という視点を欠き、車いすユーザーなどを特定して排除するものなので、削除すること
- ③ 考査についての「点字、手話通訳及び筆談による対応は行いません。」という記述を削除した上で、点字・手話通訳・筆記通訳・拡大文字・音声読み上げパソコンなど、受験者のニーズに沿った方法での試験を実施されること
- ④ 上記の点について、2月7日までに、文書にて回答すること
の四点を要請します。

以上